

(案)

2016.08.01

# 合志市教育大綱

平成 28 年 4 月



合志市

## 目 次

---

はじめに	P1
I 大綱策定の趣旨	P2
II 大綱の位置づけ	P2
III 期間	P2
IV 基本方針	P3
V 大綱	P4

「合志市教育大綱」は、国の教育振興基本計画を参酌し、「合志市総合計画 2016～2023」及び「合志市教育基本計画」を基本に、総合的な教育施策の目標や施策の根本となる方針を定めるために作成するものです。

〔対象期間〕

平成 28 年度から 35 年度までの 8 年間

### 【根拠法令】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項

「地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」

## はじめに

---

わが国では本格的な人口減少・超高齢化という直面する大きな課題に対して、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自立的で持続的な社会を創造できるよう「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」及び「総合戦略」を策定しました。また、各地方自治体においても「地方版総合戦略」「人口ビジョン」を策定し、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組むことになっています。

地方創生は、言うまでもなく「ひと」が中心であり、「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」に活力を与える好循環をつくり出す流れを確かなものにしていくということです。

「ひとの創生」の原動力となるのは教育であり、合志市の発展の基礎となるものです。将来を担う子どもたちをどのように支え、育てていくのかを真剣に考え、行動していかなければならない時期を迎えています。

国においては、平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。この改正は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るためのものです。これにより、新「教育長」や「総合教育会議」の設置、首長による教育に関する「大綱」の策定など、教育委員会制度が大きく変わりました。

法律の改正を踏まえ、本市の教育の目標や施策の根本的な方針となる「合志市教育大綱」を策定いたしました。

本大綱に基づき、学校、家庭、地域と行政が一体となって、次代を担う子どもたちの「確かな学力」「豊かな心」「すこやかな体」をバランスよく育成し、生きる力をはぐくむ教育を教育委員会とともに全力を挙げて進めてまいります。

平成 28 年 4 月

合志市長 荒木 義行

---

## I 大綱策定の趣旨

---

平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、改正後の法律第1条の3第1項において、市長は、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

大綱は、教育行政における市民の意向をより一層反映させる観点から、市長が策定しますが、教育委員会と密接な連携のもと推進する必要があるため、市長と教育委員会で構成する総合教育会議において協議して策定するものとされました。

また、この大綱は、教育に関する基本的な計画として策定するもので、「教育基本法」第17条第2項に基づく本市の「教育基本計画」の指針となるものです。

## II 大綱の位置づけ

---

本市では、平成28年4月に、第2次となる合志市総合計画を策定しました。

本市行政の最上位計画である総合計画では、「人と自然を大切にしたい協働によるまちづくり」を基本理念として、将来都市像に、「元気・活力・創造のまち」を掲げ、さらに横断的課題を「健康都市こうし」としました。

全庁横断的課題である「健康都市こうし」の考え方を取り入れた6つの健康を定義し、その中の「教育の健康」を大綱とし位置づけています。

## III 期間

---

期間は、合志市総合計画第2次基本構想との整合性を図るため、平成28年度を始期、平成35年度を終期とする8ヶ年間とします。

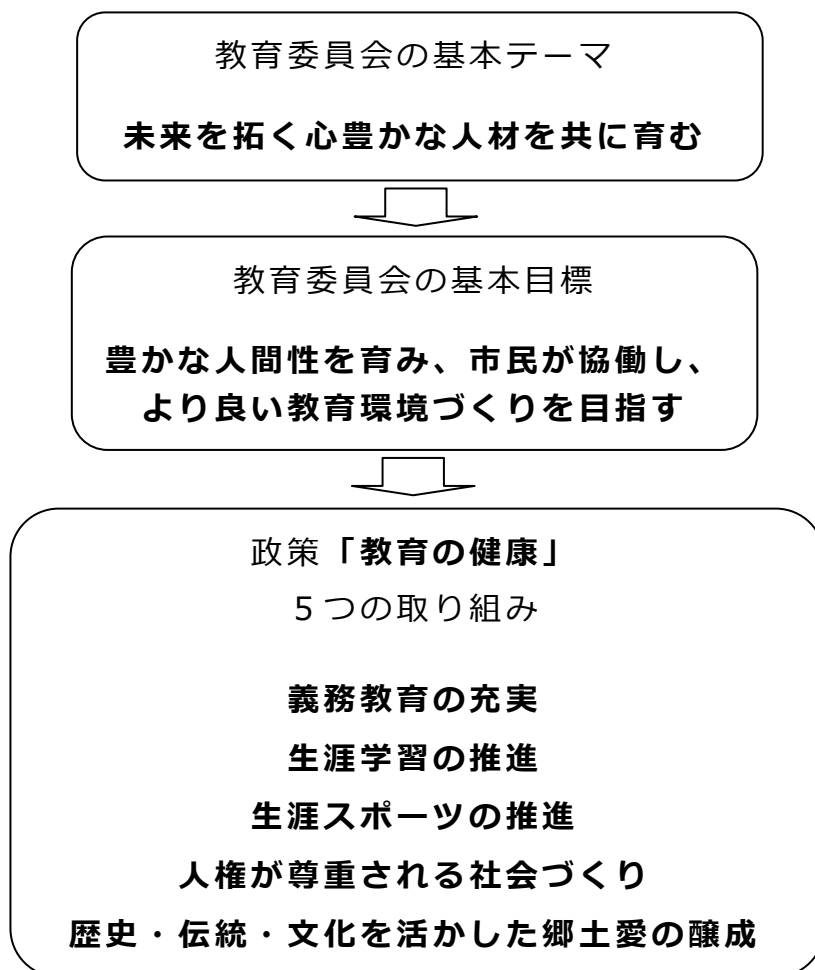
## IV 基本方針

---

『教育の健康』では、市民一人ひとりが、教養を高め、生きがいを持って豊かな人生をおくることができるよう、生きがいや心の豊かさを感じることができる地域社会の形成をめざし、一人ひとりの人権が尊重され、誰もがいきいきと社会参加ができる環境づくりに努めます。そして、市民が地域人材としていきいきと教育活動に参画し、未来を担う子どもたちをみんなで見守り、育てる体制、地域づくりを推進します。

学校教育については、義務教育9年間を通して、連続性、一貫性、発展性をもって、一人ひとりの個性を大切に子ども達が夢を持ち、夢に向かって挑戦できる「知育、徳育、体育、食育」のバランスの取れた成長を促進し、「生きる力」を身に付ける教育を進めていきます。

### 《イメージ》



## V 大綱

---

### 教育の健康

#### 1. 義務教育の充実

---

子ども達が将来の夢に向かって挑戦できる「知育、徳育、体育、食育」のバランスの取れた成長を促進し、「生きる力」を身に付ける教育を推進します。

また、学校教育を担う教員の資質向上を図りながら、小中一貫教育への取り組みやICT活用による学びの環境整備に努めます。

さらに、安全で安心して学べる教育施設の整備に努めます。併せて、地域との連携により子どもたちの健やかな成長を図ります。

#### 2. 生涯学習の推進

---

市民一人ひとりが自己の教養を高め、生きがいをもって豊かな人生をおくることができるよう、様々な学習の場を提供するとともに指導者育成にも取り組みます。

また、市民が安全に利用できる生涯学習施設づくりを進め、施設の効率的な運用に努めます。

#### 3. 生涯スポーツの推進

---

市民一人ひとりのライフステージに合わせて、いつでも、気軽にスポーツに取り組むことができる環境づくりに努めます。

また、計画的な施設の改修に努め、快適に利用できる施設づくりを推進します。

#### **4. 人権が尊重される社会づくり**

---

人権を尊重するための意識の高揚を図り、一人ひとりの人権が大切にされ、差別のない住みよいまちをつくるため、積極的な人権教育及び人権啓発に努めます。

また、個性を認め合い、尊重し合える社会をめざす男女共同参画社会づくりへの理解を深める取り組みを継続的に推進します。

#### **5. 歴史・伝統・文化を活かした郷土愛の醸成**

---

地域の伝統・文化・芸能を知り学ぶことを通して、郷土を知り、郷土を誇りに思う市民の郷土愛の醸成に努めます。

また、古くから語り伝えられてきた伝統・文化・芸能は市民の宝であり、伝承していくための後継者育成に取り組みます。



合志市政策部企画課

〒861-1195 熊本県合志市竹迫 2140

TEL:096-248-1813 (直通) FAX:096-248-1196

URL: <http://www.city.koshi.lg.jp/>